

社会福祉法人峰林会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人峰林会（以下「当法人」という。）定款第9条及び23条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下これらを「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、別表1の通り報酬を支給する

- 2 支給額については、当法人経営状況により、理事の総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得たうえで、変更する場合がある。

(当法人職員との併給)

第3条 当法人の職員を兼ねて、職員給与を支給しているものの役員等報酬は、別表1の定めによるものとし、職員給与に加えて支給をする。

(役員等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、会議等に出席した都度支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときには、立て替え金、積立金を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年1月1日より施行する。

別表1

- 1) 理事長 20万円/月
- 2) 理事、監事、評議員 5千円/日
- 3) 交通費等 「峰林会 出張旅費規程」に準ずる。
- 4) 支給条件
 - ①理事長への報酬は月1回以上、法人運営状況確認のため、現場視察等を行う。
 - ②理事、監事、評議員への報酬は、法人から出席要請のあった会議、入札立会等へ出席した場合とする。
 - ③理事長及び理事に法人（現場職員を含む）職員が就任した場合には、職員給与の外に、該当報酬を別途支給することができる。